

市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 A（男）
- 2 年 齢 20歳代
- 3 所 属 北筑後教育事務所管内の中学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和7年2月21日
- 6 処分の程度 停職12月

7 処分の理由

被処分者は、令和6年5月5日（日）15時頃、福岡市内の商業施設内において、隣に立っていた女性を、スマートフォンを用いて無断で動画を撮影した。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。